

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 6 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願1		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・日本国憲法及び本条例の上位法である地方自治法及びその他の法律に本条例が定義する『市民』という区分は無く、その対象は『住民』であることから、「市民」の定義を、「住民」より幅広くとれば、法令にない範囲で定めてしまうことになり、これは、憲法第94条、及び地方自治法第14条1項に違反することになりませんか？もしも合法とお考えでしたら、法的な根拠をお示してください。</p> <p>○質問2・・・市民の定義等が違法となれば、本条例に則したすべての事業、事務は地方自治法第2条16項にあるよう執行できなくなってしまいませんか？たいへんなことになってしまいませんか？</p> <p>○質問3・・・現在の自治基本条例の定義に従うと、安城市の市民とはどのような人で何人いるのでしょうか？このような属性と人数も確定できなくて、どのようにしたら予算が組めて、施策を立案できるのでしょうか？</p> <p>請願事項</p> <p>上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。またメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		